

令和元年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和2年3月3日（火）11時～11時25分

場 所：徳島県庁10階 中会議室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「西松屋徳島南矢三店」の新設届出

出席委員：木戸口委員、奥嶋委員、大森委員、清水委員、近藤委員、坂野委員

県出席者：（事務局）商工労働観光部 企業支援課

（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題

「西松屋徳島南矢三店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：荷さばき施設が店舗入口にあるが、小さな子供も多く来店するため、万が一の事故がないよう、荷さばき作業は来客の少ない時間帯にするなど配慮していただきたい。

委 員：廃棄物の減量化について、徳島県がレジ袋削減のため、有料化に関する協定を各社と締結しているが、西松屋チェーンも積極的に協定に参画するよう促していただきたい。

委 員：店舗出入口について、店舗周辺に高校が3校立地しており、自転車の交通量が相当あるのではないかとと思われる。車両の出入りの際に気をつけていないと、交通安全上の問題が発生する可能性がある。出入口にSTOPの表示をする計画となっているが、一旦停止してから出るよう路面標示や看板により注意喚起していただきたい。

委 員：騒音について、環境の基準値は満たしているが、住宅とかなり隣接しているため、店内からの音漏れ等に配慮いただきたい。また、深夜営業はないが、夜間の光は生活環境へ影響を与えるため、配慮いただきたい。

委 員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委 員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

①廃棄物の減量化について、県の事業に参加するなど積極的に対応すること

②店舗の出入口について、確実に安全を確保すること

の2点を留意事項として付すことにします。

→意見なしで終了